

2015年1月29日 全6頁

バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ

【BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）】見直しの内容や時期は未定

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年1月23日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、“The Basel Committee’s work programme for 2015 and 2016”（「BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）」）を公表している。ここで注目されるのが、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しに関する記述である。
- 現行のバーゼル規制は、自国通貨建ての自国ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建てで調達されたものについては、各管轄（法域）の裁量により、適格格付機関の格付やカントリー・リスク・スコアに基づくものより低いリスク・ウェイトを適用することを認めている（標準的手法）。そのため、例えば日米欧では、このオプションを採用し、自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）の自国（欧州ではEU圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）で調達されたものは、リスク・フリー（リスク・ウェイト0%）としている。
- このような取扱いに起因する矛盾は、2010年の欧州ソブリン危機で顕著になっている。というのも、デフォルトの危機にさらされたEU加盟国の国債であっても、EU圏内の通貨建て（例えばユーロ建て）であり、同通貨建てで調達されたものであれば、リスク・フリーとすることが認められたためである。
- ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しについて、「BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）」では、その内容や時期については一切触れられていない。
- そのため、推測の域を出ないが、見直しの内容については、自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）の自国（欧州ではEU圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建て（欧州ではEU圏内の通貨建て）で調達されたものをリスク・フリーとする取扱いの是非が含まれるのではないかと思われる。
- 見直しの時期については、2016年までに市中協議文書の公表にこぎつけることがBCBSのターゲットであると思われるが、政治的にセンシティブなテーマであるがゆえに、その実施については、バーゼルⅢの完全実施が求められる2019年1月よりも前倒しになるということはないものと思われる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」の概要	2
■ 3. ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しの背景	4
■ 4. おわりに	5

1. はじめに

2015年1月23日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、“The Basel Committee’s work programme for 2015 and 2016” (以下、「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」) を公表している¹。

「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」は、文字通り、BCBS の向こう二年間における検討事項である。

ここで注目されるのが、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しに関する記述である。

本稿では、「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」の概要を踏まえたうえで、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しに関する記述の背景を簡単に説明する。

2. 「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」の概要

(1) 4つのテーマ

「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」は、次の4つのテーマによって構成されている。

- 政策展開 (“Policy development”)
- 規制枠組みにおける「簡潔さ」、「比較可能性」及び「リスク感応度」の適切なバランス (“Ensuring an adequate balance between simplicity, comparability and risk sensitivity across the regulatory framework”)
- バーゼル規制の導入のモニタリングと評価 (“Monitoring and assessing implementation of the Basel framework”)
- 監督の実効性の改善 (“Improving the effectiveness of supervision”)

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

前記4つのテーマの概要については、それぞれ(2)から(5)を参照されたい。

¹ BCBS ウェブサイト参照 (http://www.bis.org/bcbs/about/work_programme.htm)

(2) 政策展開

「BCBS ワーク・プログラム (2015-2016)」では、目下検討中にあたる新規の政策展開として、次の3つを挙げている。

- ▶ 改革した政策との間の相互作用、首尾一貫性、全体の水準調整の評価 (“assessing the interaction, coherence and overall calibration of the reform policies”)
- ▶ ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直し (“reviewing the regulatory treatment of sovereign risk”)
- ▶ 各管轄内の規制枠組みの発展におけるストレス・テストの役割の評価 (“assessing the role of stress testing in the regulatory framework, in light of national developments”)

前記3つの政策展開の概要については、それぞれ①②③を参照されたい。

① 改革した政策との間の相互作用、首尾一貫性、全体の水準調整の評価

バーゼルⅢ以降、新たにレバレッジ比率規制や流動性規制がグローバル・スタンダードとして導入されている。また、信用リスクの評価手法としての標準的手法の見直しや、それを前提とした資本フロアの導入、そしてグローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) の総損失吸収力 (TLAC) 等も提案されている。

BCBS は、これらの新たな規制 (提案) と、従来からあるリスクベースの指標である自己資本比率規制との間の相互作用、首尾一貫性を評価する。また、レバレッジ比率や資本フロアの水準調整を決定する。

② ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直し

BCBS は、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しを開始している。また、考えられる政策オプションを検討する (p. 4 参照)。

③ 各管轄内の規制枠組みの発展におけるストレス・テストの役割の評価

BCBS は、バーゼル規制におけるストレス・テストの役割、とりわけストレス・テストと既存の「第1の柱」(最低所要自己資本比率) との関連性を調査する。

(3) 規制枠組みにおける「簡潔さ」、「比較可能性」及び「リスク感応度」の適切なバランス

BCBS は、リスクベースの指標である自己資本比率規制への市場の信頼を回復すべく、その「リ

スク感応度」を損なわない程度に、規制枠組みの「簡潔さ」、「比較可能性」を向上させる方法を検討する。

(4) バーゼル規制の導入のモニタリングと評価

BCBS は、引き続き、各管轄における規制枠組みの同等性評価を行う。

(5) 監督の実効性の改善

BCBS は、引き続き、ストレス・テスト、リスク評価及び「第 2 の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）に係る監督実務を中心に、監督の実効性の改善を働きかける。

3. ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しの背景

前述 (p. 3) のとおり、BCBS は、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しを開始している。また、考えられる政策オプションを検討する。

BCBS が、その公表物の中でソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しに言及したのは、今回が初めてである。

もともと、この議論自体については、報道によれば、2010 年の欧州ソブリン危機をきっかけに、翌 2011 年には欧州委員会のイニシアティブにより開始されている²。政治的にセンシティブなテーマであるがゆえにしばらくは議論が途絶えていたようだが、このタイミングでようやく BCBS が正式にアジェンダに加えたということになる。

そこで、見直しの背景を確認すべく、現行のバーゼル規制におけるソブリン・リスクの取扱いを説明する。

国債の保有をはじめとするソブリン向けエクスポージャーは、銀行勘定に区分されることが通常であるがゆえに、信用リスクの一種にあたる。

信用リスクの測定には、標準的手法と内部格付手法のいずれかを用いる。

標準的手法においては、ソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構（OECD）のカントリー・リスク・スコアに応じて定められている（図表 1 参照）。

² Reuters “EU’ s Barnier eyes rethink on zero-risk bank rule” [2011 年 11 月 17 日]参照

図表 1 標準的手法におけるソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

格付	AAA ~AA-	A+ ~A-	BBB+ ~BBB-	BB+ ~BB-	B+ ~B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%		150%	100%

又は

カントリー・リスク・スコア	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	0%		20%	50%	100%			150%

(出所) BCBS 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

もともと、バーゼル規制は、図表 1 にかかわらず、本国通貨建ての本国ソブリン向けエクスポージャーのうち本国通貨建てで調達されたものについては、各管轄（法域）の裁量により、より低いリスク・ウェイトを適用することを認めている。そのため、例えば日米欧では、このオプションを援用し、本国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）のソブリン向けエクスポージャーは、リスク・フリー（リスク・ウェイト 0%）としている。

これに対して、内部格付手法においては、ソブリン向けエクスポージャーのリスク・ウェイトも、他のエクスポージャーと同様に、各金融機関の内部格付により決定される。もともと、バーゼル規制は、内部格付手法採用行であっても、規模やリスク・プロファイルの観点から重要でない事業単位や資産区分のエクスポージャーについては、標準的手法を適用することを許容している。そのため、このオプションを援用し、本国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）の本国（欧州では EU 圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち本国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）で調達されたものをリスク・フリー（リスク・ウェイト 0%）としている内部格付手法採用行も存在するものと思われる。

このような、本国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）の本国（欧州では EU 圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち本国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）で調達されたものをリスク・フリー（リスク・ウェイト 0%）とする取扱いに起因する矛盾は、2010 年の欧州ソブリン危機で顕著になっている。というのも、デフォルトの危機にさらされた EU 加盟国の国債であっても、EU 圏内の通貨建て（例えばユーロ建て）であり、同通貨建てで調達されたものであれば、リスク・フリー（リスク・ウェイト 0%）とすることが認められたためである。

4. おわりに

以上が、「BCBS ワーク・プログラム（2015-2016）」の概要及びソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しの背景である。

ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しについて、「BCBS ワーク・プログラム(2015-2016)」では、その内容や時期については一切触れられていない。

そのため、推測の域を出ないが、見直しの内容については、自国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）の自国（欧州では EU 圏内）ソブリン向けエクスポージャーのうち自国通貨建て（欧州では EU 圏内の通貨建て）で調達されたものをリスク・フリー（リスク・ウェイト 0%）とする取扱いの是非が含まれるのではないかと思われる。また、バーゼルⅢの導入以降、外部格付への依存の低減が方向性として決まっていることから、適格格付機関の格付に応じてリスク・ウェイトを決めるという取扱いについても、その是非が検討される可能性もあろう。

見直しの時期については、2016 年までに市中協議文書の公表にこぎつけることが BCBS のターゲットであると思われるが、政治的にセンシティブなテーマであるがゆえに、その実施については、バーゼルⅢの完全実施が求められる 2019 年 1 月よりも前倒しになるということはないものと思われる。

なお、わが国では、銀行等³向けエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、標準的手法の場合、銀行等の設立国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを付与する方法を用いている⁴。そのため、現状のままでは、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しが実施された場合、銀行等向けエクスポージャーの取扱いにも影響が及びかねない。しかし、BCBS は、2014 年 12 月 22 日に公表した市中協議文書にて、預金取扱金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを、その預金取扱金融機関の格付や設立国のソブリンの格付を参照するのではなく、2つのリスク・ドライバー（その預金取扱金融機関の自己資本比率、及びその預金取扱金融機関の資産の質）に基づいて決定するという方法に見直す旨提案している⁵。仮にこの方向での改正が実現すれば、預金取扱金融機関向けエクスポージャーについては、ソブリン・リスクの規制上の取扱いの見直しの影響を直接には受けなくなるとと思われる。

以上

³ 銀行その他の預金取扱金融機関、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び（バーゼル規制又はこれと類似の基準の適用を受ける）第一種金融商品取引業者をいう。

⁴ バーゼル規制は、いま一つの方法として、銀行等の格付に基づきリスク・ウェイトを決定する方法の採用も認めている。

⁵ BCBS ウェブサイト参照 (<http://www.bis.org/press/p141222a.htm>)